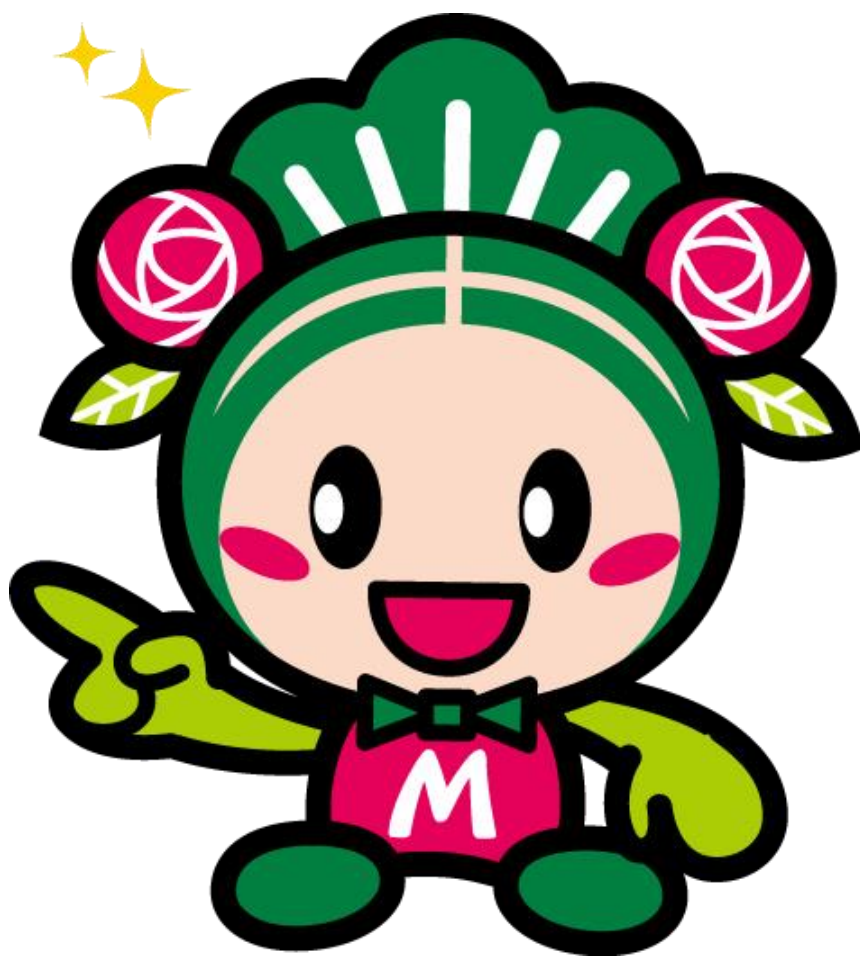


# 高齢者福祉の手引き

松原市の高齢者福祉（令和7年度）

この手引きでは、高齢者の方が生きがいをもって安心・安全に暮らせるように、高齢福祉サービスや介護予防に関する事業などについてご案内します。



松原市役所 高齢介護課 高齢支援係（令和7年4月改定）

住所 〒580-8501 松原市阿保1-1-1

電話 072-334-1550（代表）

FAX 072-337-3052

メール [kaigo@city.matsubara.osaka.jp](mailto:kaigo@city.matsubara.osaka.jp)

# 高齢者福祉サービス

(令和7年4月現在)

目次	ページ
① ショートステイ事業.....	1
② 緊急通報装置レンタル事業.....	2
③ 給食サービス事業.....	3
④ タクシー料金助成事業.....	4
⑤ 在宅福祉金支給事業.....	5
⑥ 老人入所措置事業.....	6
⑦ 介護予防事業.....	7
⑧ 地域包括支援センター事業.....	8
⑨ 徘徊高齢者SOSネットワーク.....	10
⑩ 高齢者見守り安心ネットワークシール..	11
⑪ 認知症初期集中支援事業.....	12
⑫ 高齢者110番事業.....	13
⑬ 避難行動要支援者支援制度.....	14
⑭ 福祉農園事業.....	15
⑮ 老人福祉センター事業.....	16
⑯ 補聴器購入費支援事業.....	17

## ☆①ショートステイ事業☆

在宅で生活している一人暮らし等の人で、一時的に老人ホームで過ごしていただき、介護の必要な状態にならないよう体調の調整や生活のリズムを整えていただきます。



### ◆利用できる人

介護保険制度において非該当と認定された65歳以上で、一時的に施設での生活が必要と考えられる人

### ◆申請方法

申請用紙とアセスメント（事前調査）票に必要事項を記入の上、高齢介護課に申請してください。なお、事前に高齢介護課までご相談ください。

### ◆サービス利用時の注意

- ・利用期間は原則 1 週間以内です。
- ・1 週間以上の日数が必要なときは、高齢介護課にご相談ください。

### ◆費用

特別養護老人ホームを利用  
介護保険制度でショートステイを利用した場合の自己負担額相当分  
（生活保護受給者は無料）  
食事代は実費

### ◆利用できる施設

- ・大阪老人ホーム ・大阪老人ホームうえだ
- ・大阪老人ホームゆずり葉 ・遊ぶる ・寿里苑サラ ・きらきら

※介護保険の要介護認定もしくは要支援の認定を受けられた人は、介護保険制度のサービスを受けることができます。担当のケアマネジャーに相談してください。

## ☆②緊急通報装置レンタル事業☆

在宅で生活している一人暮らし等で、持病などで不安な人に、ボタンひとつで看護師が常駐する受信センターに繋がり、救急車や協力員に出動を要請するなど、万が一の場合に備えるため、緊急通報装置のレンタルをしています。

相談ボタンを押すと24時間365日、看護師による健康相談等を受けることができ、月1回のお伺い電話で、お体の状況変化がないか日常生活の見守りを行います。また、緊急時、協力員がすぐに駆けつけられない場合に、一時的な対応として委託事業者が自宅へ駆けつけてくれます。さらに、希望者は、委託事業者へ鍵を預けることや生活見守りセンサーの設置もできます。

※防犯・警備などのための装置ではありません。

### ◆利用できる人

1. おおむね65歳以上の一人暮らしの人（昼間独居の人も含む）
2. おおむね65歳以上だけの世帯で、病弱な人のいる世帯
3. 身体障害者で、一人暮らしの人（昼間独居の人も含む）
4. 身体障害者だけの世帯

### ◆申請方法

申請用紙と協力員届出書に必要事項を記入の上、高齢介護課に申請してください。



### ◆サービス利用時の注意

- ・協力員は原則2人（最低でも1人 原則は親族）必要です。

### ◆費用

生計中心者の市民税所得割額	レンタル事業（月額）
非課税世帯、生活保護世帯など	0円
60,000円以下の世帯	500円
60,001円以上100,000円以下の世帯	1,000円
100,001円以上の世帯	全額（1,430円）

付加サービス	利用者負担額（月額）
携帯型緊急通報装置	550円
鍵の預託	550円
生活見守りセンサー（鍵の預託付き）	1,210円

## ☆③給食サービス事業☆

在宅で生活している一人暮らしなどで、身体状況などにより調理が困難な一人暮らしの高齢者などに、ご本人の安否確認を行うとともに栄養バランスの整った昼食をお届けします。

### ◆利用できる人

安否確認を必要とし、下記に該当する人

1. おおむね65歳以上の一人暮らしの人(昼間独居の人も含む)
2. おおむね65歳以上だけの世帯で、病弱な人のいる世帯
3. 一人暮らしの重度障害の人
4. 重度障害の人のみの世帯

### ◆申請方法

申請用紙に必要事項を記入の上、松原市社会福祉協議会に申請してください。

### ◆費用

- 1食当たり370円(食材料費及び調理費相当分)
- 10枚または20枚つづりのチケットを事前購入

### ◆サービス利用時の注意

- ・昼食を週5回(月曜日～金曜日)以内でお届けします。
- ・午前中に配送します。
- ・約600キロカロリー前後の食事となります。
- ・治療食での対応はできません。(軽食・キザミ食は対応可能です。)
- ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです。

### ◆委託機関

松原市社会福祉協議会 (☎072-333-0294)

## ☆④タクシー料金助成事業☆

在宅で生活している介護が必要な人に、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー運賃の助成券を交付します。



### ◆利用できる人

在宅生活している 65 歳以上で、介護保険制度における要支援 2 以上の認定を受けている人  
※社会福祉施設に入所中および入院中の人、障害福祉課で交付しているタクシー券を受給している人へは交付できません。

### ◆申請方法

申請用紙に必要事項を記入の上、高齢介護課に申請してください。申請書受理後、タクシー助成券をお渡しします。

### ◆助成内容

#### ①福祉タクシー

1 乗車につき 500 円までの助成券（要支援 2 以上）

#### ②福祉リフト付きタクシー

1 乗車につき 1,400 円までの助成券

（要介護 4・5 の人が対象 上記①との選択制）

・申請された月分から 1 ヶ月当たり 2 枚の助成券を交付します。

### ◆サービス利用時の注意

・タクシーチケットと介護保険者被保険者証（資格者証）を提示し、利用料金の差額はタクシー運転手にお支払いください。

・1 カ月につき 2 回分の助成ですが、1 ヶ月の利用制限はありません。

・チケットを紛失した場合や使いきった場合でも再交付できません。

## ☆⑤在宅福祉金支給事業☆

在宅で生活している介護が必要な人に、福祉金を支給することで、経済的負担の軽減を図ります。



### ◆利用できる人

介護保険制度における要介護4または5の認定を受けた65歳以上の人で在宅生活しており、かつその状態が3カ月以上経過した人

※養護老人ホームへの入所及び有料老人ホームへの入居、認知症対応型共同生活介護、病院に入院、短期入所利用中は対象外となります。

### ◆申請方法

申請用紙に必要事項を記入の上、高齢介護課に申請してください。

### ◆支給

- ・月額7,000円（申請のあった日の属する月から）
- ・振込みは7月、10月、1月、4月に支給額をまとめて口座振込みにより支給します。

### ◆サービス利用時の注意

- ・在宅福祉金は口座振込みになります。
- ・施設入所・入院期間中は支給されません。
- ・利用者は現況届（毎年6月、12月）の提出が必要となり、提出がなかったときは支給されません。
- ・受給中に入所、入院する場合は、届出が必要です（高齢介護課までご連絡ください）

### ◆支給の消滅

- ①在宅生活でなくなったとき（1ヶ月を超える長期の入院や介護施設に入所したときは、高齢介護課までご連絡ください）
  - ②要介護認定で要介護3以下の認定を受けたとき
  - ③特別障害者手当等を受給したとき
  - ④転出・お亡くなりになられたときなど
- ※受給中にお亡くなりになり、振込みが生じる場合は相続人口座の届出が必要です。

## ☆⑥老人入所措置事業☆



在宅で生活している一人暮らし等の人で、生活環境、経済的状況などにより在宅で生活することが困難になった場合、養護老人ホームにて生活をしていただけます。

### ◆利用できる人

おおむね 65 歳以上で、諸事情により在宅で生活することが困難になった人。

### ◆申請方法

申請用紙と必要事項を記入の上、診断書を添えて高齢介護課に申請してください。

### ◆サービス利用時の注意

- ・申請後は入所待ちの状態となり、施設の空きが出るまで待っていただく場合があります。
- ・原則的に老人ホームの指定はできません。
- ・事前に高齢介護課までご相談ください。

### ◆費用

- ・利用者の収入によりますので、高齢介護課までお問合せください。

※介護保険制度の要介護3以上の認定を受けられた人は、介護保険制度の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所サービスを受けることができます。介護が必要な人は養護老人ホームへの入所は原則できません。担当のケアマネジャーに相談してください。

## ☆⑦介護予防事業☆



高齢者が介護が必要な状態にならないようにするため、本人やご家族に必要な知識等を身につけていただくための事業です。開催時期など詳しくは高齢介護課までお問合せください。

### ◆介護予防事業一覧

教室名	対象	内容
転倒予防教室	65 歳以上	足指やバランスを鍛える運動を行い転倒・骨折を予防し運動機能の向上を図ります。
楽し e 介護予防教室	65 歳以上	閉じこもり・うつ・認知症予防の観点から、柔軟体操や筋力トレーニングに加え、e スポーツ（コンピューターゲームを使った競技）を取り入れた教室です。
介護予防普及啓発事業	65 歳以上	介護予防に関する知識の普及及び啓発のための教室や相談を実施しています。
介護予防支援きらり活動事業	65 歳以上	社会参加による生きがいづくり、介護予防を目的に、活動実績に応じたポイントを付与しポイントに応じた転換交付品と交換します。令和 7 年 3 月より、「介護予防支援きらり活動アプリ」を導入し、歩数やバイタル記録などの健康づくりもポイントの対象となり、さらなる利便性の向上を図りました。
家族介護教室	介護をしている家族等	介護方法や介護者の健康づくり等の知識及び技術の習得を目的に、講話や実習、介護に関する相談等を内容とした教室です。
げんきもん 元希者エクササイズ	どなたでも	いつでも、どこでも、だれでも気軽にできる転倒予防のための体操です。 DVD や CD の貸出・販売をしています。市役所ホームページや、You Tube からもご覧いただけます。
なごみの教室	65 歳以上	趣味を通じて仲間と楽しく交流を図るための各種教室を実施します。

※開催時期、受付方法等は広報でお知らせいたします。

## ☆⑧地域包括支援センター事業☆

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために設置している総合相談窓口です。国道 309 号の東側と西側にわけ、東側の地域を「松原市社会福祉協議会」に、西側の地域を「徳洲会」に業務を委託して実施しています。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師（看護師）、主任ケアマネジャー等が中心となって高齢者の皆さんの支援を行います。次のようなことでお困りのときは、お気軽にご相談ください。

- ★介護サービスを利用したい
- ★一人暮らしでお金の管理などが不安
- ★家族の介護に疲れた
- ★認知症による徘徊などで目が離せない
- ★訪問販売の被害に遭ってしまった



### ◆様々な面から支援します

#### ①自立した生活ができるように

要支援1・要支援2と認定された人や、総合事業対象者に、サービスの利用、ケアプランの策定などの支援を行います。また、必要な人には、生活機能の向上のための介護予防教室等を案内します。

#### ②皆さんの権利を守ります

虐待の早期発見、消費者被害などの相談に応じます。

#### ③いつでも必要なサービスが提供されるために

高齢者の身体状況に合わせて必要なサービスが提供されるように、ケアマネジャーへの指導、助言や医療機関など関係機関との連絡調整を行います。

#### ④生活の中で困っていることをご相談ください

介護に関する相談以外にも、問題に応じて適切なサービス機関、制度につなげます。

◆地域包括支援センターの場所と利用時間

(国道 309 号東側)

●松原市地域包括支援センター社会福祉協議会

松原市阿保 1-1-1 松原市役所東別館内

電話 072-349-2112

月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前 9 時から午後 5 時 30 分



(国道 309 号西側)

●松原市地域包括支援センター徳洲会

松原市天美東 7-103

電話 072-334-3439・3449

月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前 8 時 30 分から午後 5 時

◆地域包括支援センターホームページ

<http://www.matsubara-hokatsu.jp>

## ☆◎徘徊高齢者SOSネットワーク☆

高齢者が徘徊などにより行方不明になった場合に、家族等からの情報をもとに、その行方不明者の特徴などを協力機関（市内公共施設・介護事業所など）に情報提供し、速やかに発見につなげるネットワーク体制を整備しています。

また、広範囲でも対応できるよう南河内圏域の市町村（松原市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・河南町・太子町・千早赤阪村）で構成される徘徊高齢者SOSネットワークに加盟し、早期発見に繋がられるよう連携を図っています。

事前に家族からの登録申請があれば、より迅速に対応できますので、徘徊等で心配のある家族は、高齢介護課まで登録申請してください。

＊平成27年1月より、大阪府とも連携して実施しています。

### ◆登録方法

申請用紙に必要事項を記入の上、登録者の写真（本人の確認ができるもの）を貼付し、高齢介護課に申請してください。

※写真は3ヶ月以内に撮影したもの。提出していただいた写真は返却できません。

### ◆内容について

- ・ 情報提供が可能な時間は、午前9時から午後9時までです。（但し、市役所休庁時は事前登録者に限りです。）
- ・ 個人情報については厳重に管理します。

※なお、警察における捜査活動の補助的な役割となっていますので、徘徊が発生した場合は、必ず警察に届出を行ってから市役所へも届出を行ってください。

## ☆⑩高齢者見守り安心ネットワークシール☆

徘徊高齢者SOSネットワークへの登録者の中で希望する方には衣類や靴などに貼れるQRコードのシールを1人につき10枚(1シート)お渡ししています。携帯電話のQRコード読み取り機能でQRコードを読み込むと松原警察署と松原市健康部高齢介護課の連絡先が表示されるようになっています。

高齢者見守り安心ネットワークシールには登録番号が記入できるようになっており、その番号により、登録されている高齢者の身元が分かり、ご心配されているご家族に速やかに連絡をすることが可能となっています。



<原寸大>

松原市高齢者見守り安心ネットワーク  
身元がわからない時は、下記に連絡をお願いします。  
【連絡先】  
・松原警察署 072-336-1234  
・松原市役所  
※月～金 午前9時～午後5時30分  
高齢介護課 072-337-3113(直通)



### ◆登録方法

申請用紙に必要事項を記入の上、高齢介護課に申請してください。  
※高齢者見守り安心ネットワークシール登録の際はすでに徘徊高齢者SOSネットワークに登録されている方が徘徊高齢者SOSネットワークと同時に申請をお願いいたします。

# ☆⑪認知症初期集中支援事業☆

## (オレンジまつばら)

認知症の早期発見・早期対応のために、医療・福祉・介護の専門職が適切な医療や介護サービスが受けられるよう支援します。専門職がご家庭を訪問し、松原市医師会の認知症サポート医の協力のもと助言・支援します。専門職は聖徳会と明治橋病院が担当しています。  
(平成30年1月より開始)

### ◆対象者

40歳以上、ご自宅で生活されており認知症が疑われる人で以下の3つのどれかにあてはまる人

- ・認知症の診断を受けていない人や治療を中断している人
- ・医療や介護サービスを受けていない人や中断している人
- ・認知症による症状により、対応にお困りの人

### ◆相談窓口

月曜日から金曜日（祝日を除く）

(国道309号東側にお住いの人)

#### ●松原市地域包括支援センター社会福祉協議会

松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館内

電話 072-349-2112 午前9時から午後5時30分

(国道309号西側にお住いの人)

#### ●松原市地域包括支援センター徳洲会

松原市天美東7-103

電話 072-334-3439・3449

午前8時30分から午後5時

#### ●松原市高齢介護課

電話 072-337-3113 午前9時から午後5時30分



## ☆⑫高齡者110番事業☆

～高齡者が相談しやすい仕組みづくり～

高齡者110番のステッカーをはっている介護事業所や施設では、気軽に相談に応じてくれるとともに、内容によっては地域包括支援センターなどを案内してもらえます。一人で抱え込まず困ったら相談してください。

○費用 無料

○高齡者110番事業にご賛同いただける事業所・施設を随時募集しています。登録は高齡介護課・地域包括支援センターへお願いします。



## ☆⑬避難行動要支援者支援制度☆



この制度は、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、災害時の避難に支援を必要とする人の名簿を作成し、日頃の見守り活動や大規模災害の発生時に名簿登録者の安否確認や、避難支援を行う制度です。

(平成27年度より開始)

### ◆名簿掲載の対象者

住民登録された市内在住者で、次のいずれかに該当し、名簿掲載に同意した人

- ・介護保険における要介護認定3以上
- ・その他災害時の避難に支援が必要

### ◆名簿情報の活用

日頃の見守り活動や大規模な地震などの災害時等に、名簿登録者の安否確認、避難支援を行います。

- 地域の支援者
- 町会・自治会・自主防災組織
  - 民生委員・児童委員
  - 地区福祉委員
  - 松原市社会福祉協議会
  - 避難行動要支援者が指名する個人支援者

※なお、災害時等における避難支援については、地域の支援者の善意による地域活動として、可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

## ☆⑭福祉農園事業☆

土に親しみながら四季の草花や野菜づくりを行うことで、仲間づくりや生きがいづくりを支援し、健康増進を図ります。

### ◆事業内容

- ・農園は、市内4カ所（下記参照）に設置されています。
- ・1人1区画（約10㎡）を9月1日から翌々年の8月20日ごろまで（約2年間）使用していただけます。

名称	住所	区画数
南新町福祉農園	南新町2-294-1	29区画
新堂第2福祉農園	新堂5-250-3	68区画
岡福祉農園	岡1-155	71区画
西野々福祉農園	西野々2-501-1	70区画

### ◆利用できる人

市内在住の60歳以上の人及び身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの人

### ◆募 集

詳しくは、広報まつばらでお知らせします。



## ☆⑮老人福祉センター事業☆

市内には8ヶ所の老人福祉センターがあり、60歳以上の高齢者を対象に健康増進、お互いのふれあいを通じて教養の向上、レクリエーションなどを行っています。また、地域老人クラブの活動拠点として、仲間づくり・健康づくりや健康相談なども実施しています。

### ◆利用できる人

市内在住の60歳以上の人

### ◆費用

無料



名称	住所	電話番号
松南苑	岡6-5-37	334-8383
高見苑	高見の里5-458-2	332-9850
松寿苑	阿保2-28-1	332-6240
弁天苑	天美東7-85	334-8399
天美荘	天美東9-12-7	336-0517
新町福寿苑	南新町1-6-22	336-2417
つるかめ苑	南新町3-3-12	336-0516
恵寿苑	大堀3-19-11	336-2410

## ☆⑩補聴器購入費支援事業☆

聴力機能の低下により日常に支障がある者に対し、補聴器1台分（片耳分）の購入に要する費用の一部を助成することにより社会参加や地域交流を促進し、認知症やフレイルの予防をおこないます。

### ◆利用できる人

1. 松原市民で50歳以上の人
2. 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人
3. 両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上の人で医師が補聴器装用を必要と認めた人

※1～3 すべてを満たす人

※一度この事業の助成を受けた人は除く（1人1回かぎり）

### ◆申請方法

- ・次ページのとおり（購入後に申請することはできません。）

### ◆サービス利用時の注意

- ・助成決定前に購入した補聴器は助成対象となりません。
- ・決定通知書到着後に補聴器を購入の上、決定日から3ヶ月以内に助成金を請求してください。
- ・医療機関で診断を受けた結果、助成の対象とならない場合があります。
- ・故障、修理、メンテナンスなどの費用及び集音器の購入費並びに診察料、検査料、証明書料、送料などその他購入のために要した費用は対象外
- ・補聴器使用后6ヶ月後に効果検証（モニタリング調査）に協力いただきます。

### ◆助成費用

区分	助成額	助成額上限
・生活保護世帯 ・非課税世帯	助成対象経費の 1/2	25,000円
・課税世帯		10,000円

## ◆申請方法

